

仕 様 書

- 1 件 名 令和4年度非常用備蓄食料の購入
- 2 納品場所 草加市水道庁舎（草加市氷川町2118番地5）
- 3 納品期限 令和5年（2023年）3月31日
- 4 支払方法 納品完了払

5 品名、数量及び規格

(1) パン：120缶以上

次の規格を全て満たすこと

- ・ 製造から5年以上の利用、保存が可能であること。
- ・ 異なる味を2種類以上揃えること。
- ・ 納入時の保存残余期間が4年8か月以上あること。
- ・ 常温にて保存可能なものであること。
- ・ 参考品又はそれと同等以上のものであること。

なお、参考品に記載する製品は、当該規格を満たしている製品の参考であり、同物件を求めるものではない。

(参考品)

- ・ ミドリ安全株式会社 サバイバルパンⅡ チョコチップ、ミックスルーツ、ドライリンゴ等

(2) 汁物：70食以上

次の規格を全て満たすこと

- ・ 製造から5年以上の利用、保存が可能であること。
- ・ 1食ごとに密封個包装されていること。
- ・ 容器がセットになっているか、別途容器が不要なタイプであること。
- ・ 1食あたり20kcal以上であること。
- ・ 水を注いで、食事可能な状態に復元できること。
- ・ 異なる味を2種類以上揃えること。
- ・ 納入時の保存残余期間が4年8か月以上あること。
- ・ 常温にて保存可能なものであること。
- ・ 参考品又はそれと同等以上のものであること。

なお、参考品に記載する製品は、当該規格を満たしている製品の参考であり、同物件を求めるものではない。

(参考品)

- ① 神州一味噌株式会社 ポケットワン おみそ汁、コーンスープ、わかめスープ等

- ② アサヒグループ食品株式会社 アマノフーズ ほうれん草のおみそ汁、たまごスープ等

6 その他

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (5) 納品物に品質不良等の問題があった場合は、受注者の責任において速やかに良品と交換を行うものとし、交換に要する費用は受注者にて負担すること。

- 7 問合せ先 草加市上下水道部 水道総務課 管理係
電話 048-925-3132 FAX 048-925-5046